

居宅介護支援事業者の指定等について

居宅介護支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項において市町村が指定すると規定されております。

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力は6年間と定められております。

下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

[更新]

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	更新年月日	備考
1	ケアプラン あかしや	習志野市 東習志野 3-12-1	社会福祉 法人 康德会	居宅介護 支援	令和3年 2月1日	
2	ケア ステーション 輝き	習志野市 谷津 3-19-11	株式会社 ケア サービス コタニ	居宅介護 支援	令和3年 4月1日	
3	介護サービス ステーション パーク	習志野市 花咲 1-7-15	株式会社 プロックス	居宅介護 支援	令和3年 4月1日	
4	居宅介護支援 センター プレーメン 習志野	習志野市 東習志野 2-10-3	社会福祉 法人 八千代 美香会	居宅介護 支援	令和3年 8月1日	